

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
高度受託研究規程

平成29年4月1日
規程 64 号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）が、大阪府及び大阪市の行政機関以外のもの（以下「企業等」という。）から、委託を受けて行う研究又は試験分析（以下「高度受託研究」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 高度受託研究とは、次に掲げる研究をいう。

- 一 当該企業等における新技術・新製品開発又は現製造における技術課題の解決、改善、又はその方途の研究
- 二 法人が別に定める依頼試験の項目に列挙される試験項目の中で、特殊な材料又は形状及び特殊な条件で行う必要のある試験分析並びに特別の精度が要求される試験分析
- 三 前各号に掲げる以外の研究であって、産業技術の発展や法人の技術蓄積のために有益であると法人の理事長が認める研究

(受託の制約)

第3条 高度受託研究の目的が、司法上の証拠として用いようとする場合等、理事長が適当でないと認める高度受託研究は受託しない。

2 高度受託研究の内容がすでに異なる企業等から受託した研究と同じ内容の研究は、受託しない。ただし、前条第二号に規定する試験分析の場合はこの限りでない。

(申請)

第4条 法人に研究を委託しようとするものは、理事長に申請しなければならない。

(契約)

第5条 理事長は、研究を受託することが適当であると認めるときは、委託するもの（以下「委託者」という。）と高度受託研究に関する契約（以下「高度受託研究契約」という。）を締結する。

(研究費の納入等)

第6条 委託者は、高度受託研究に要する費用（以下「研究費」という。）を法人に納入しなければならない。

2 委託者は、高度受託研究に必要な資材及び設備を理事長に提供することができる。

(研究費の減額)

第7条 理事長は、委託者が大阪府内に本店登記を有する中小企業の場合、当該研究費を減額することができる。

2 前項の規定に関わらず、理事長は、次のいずれかに該当する中小企業に、当該研究費を減額しないことができる。

- 一 大阪府及び大阪市において入札参加停止の措置等を受けている中小企業
- 二 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない中小企業
- 三 地方税に係る徴収金を完納していない中小企業
- 四 その他、理事長が、減額をすることが適当でないとする中小企業

(高度受託研究の遂行)

第8条 法人は、別に定める高度受託研究実施要領に基づいて高度受託研究を遂行するとともに、必要に応じ委託者と協議をおこなう。

(特許等の取り扱い)

第9条 高度受託研究の結果、発明等が生じた場合、当該発明等に係る特許を受ける権利等は、当該発明等の技術的課題を実質的に解決した者が有するものとする。

(研究成果の取り扱い)

第10条 高度受託研究の成果及びその取り扱いについては、委託者との契約により定めるものとする。

(協議)

第11条 この規程及び高度受託研究実施要領に定めるもののほか、高度受託研究に関して必要な事項は、理事長と委託者が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。